

総務課からの連絡事項

- 1 令和8年度下水道排水設備工事責任技術者試験等について
- 2 松本市上下水道局指定給水装置工事事業者及び松本市下水道排水設備指定工事店の申請・届出について
- 3 松本市指定給水装置工事事業者の指定更新について

下水道排水設備工事責任技術者更新講習及び共通試験・受験講習について

1 令和8年度更新講習について

(1) 受講案内等の送付

(公財)長野県上下水道公社から、受講対象者へ直接、申込書等の郵送

ア 発送日 令和8年6月上旬

イ 発送先 責任技術者の有効期限が令和9年3月31日の者

※令和3年度に更新講習を修了又は共通試験に合格し、(公財)長野県上下水道公社に責任技術者登録を行っている者

(2) 受講申込書受付期間

令和8年6月1日(月)～6月30日(火)(消印有効)

2 令和8年度共通試験・受験講習について

(1) 責任技術者試験

ア 申込期間 令和8年9月1日(火)～9月30日(水)(消印有効)

イ 日時・場所 令和8年11月28日(土) 13:30～15:30
安曇野市役所 及び 豊科交流学習センター「きぼう」

ウ 合格発表 令和8年12月中旬

(公財)長野県上下水道公社のホームページへ合格者番号掲載

(2) 受験講習

ア 申込期間 責任技術者試験と同時に受付

イ 日時・場所 令和8年10月24日(土) 13:30～15:30
安曇野市役所

ウ 受講対象者 責任技術者試験を受験する者のうち希望者

(3) その他

ア 受験資格や申込方法等の詳細は、(公財)長野県上下水道公社のホームページでご確認ください。

イ 試験に合格された方は、(公財)長野県上下水道公社へ登録することにより、責任技術者の資格が発生します。また、登録により、協定団体すべての排水設備責任技術者となります。

3 問合せ先

(公財)長野県下水道公社 (TEL 026-232-2373)

ホームページアドレス <https://www.n-joge.or.jp/>

松本市上下水道局指定給水装置工事事業者及び
松本市下水道排水設備指定工事店の申請・届出について

1 登録等事務の電子申請について

令和7年4月より指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の申請・届出事務において Logo フォームによる電子申請がご利用いただけます。

詳しくは、以下のURL又はQRコード（松本市上下水道局ホームページ）をご覧ください。

【松本市上下水道局給水装置工事事業者の申請等について】

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/jougesuidou/1009.html>

【松本市下水道排水設備指定工事店の申請等について】

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/jougesuidou/1008.html>



指定給水装置工事事業者
の申請等について



排水設備指定工事店
の申請等について

※ 引き続き窓口や郵送での申請も受け付けています。

2 電子申請できる申請項目

(1) 給水装置工事事業者の申請・届出の場合

- ア 指定申請（新規・継続）
- イ 指定事項の変更届（商号、代表者・役員、住所変更、主任技術者の選任・解任等）
- ウ 指定給水装置工事事業者の「廃止」「休止」「再開」届出
- エ 給水装置工事主任技術者選任・解任届（※上記イ「変更届」を同時申請）
- オ 指定給水装置工事事業者証の再交付申請

(2) 排水設備指定工事店の申請・届出の場合

- ア 指定申請（新規・継続）
- イ 指定事項の異動届（商号、代表者・役員、住所変更、責任技術者の選任・解任等）
- ウ 排水設備指定工事店の指定辞退届（※指定要件を欠く、欠格事項のいずれかに該当又は営業を廃止若しくは休止する場合）
- エ 排水設備指定工事店証の再交付申請

松本市指定給水装置工事事業者の指定更新について

松本市上下水道局指定給水装置工事事業者の有効期限が令和8年9月29日となっている指定給水装置工事事業者の皆さまに、下記のとおり指定更新に関する通知を郵送します。指定の更新を希望される場合は、継続のお手続きをお願いいたします。指定を希望されない場合は、廃止届の提出をお願いいたします。

- 1 更新対象事業者
指定給水装置工事事業者証の有効期限が令和8年9月29日の事業者
- 2 更新指定となった場合の指定期間
令和8年9月30日から令和13年9月29日まで
- 3 更新申請時の提出書類等（水道法第25条の2を準用）
 - (1) 指定申請書（様式第1号）
 - (2) 誓約書（様式第2号）【欠格要件非該当】
 - (3) 機械器具調書
 - (4) 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第6号）
※ 免状又は技術者証の写しを添付
 - (5) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人事業者）
 - (6) 機械器具の写真
 - (7) 営業所の平面図、付近見取り図及び営業所の写真
 - (8) 指定給水装置工事事業者確認調書
 - (9) 旧事業者証
- 4 更新手数料（松本市給水条例第31号）
10,000円
- 5 その他
指定更新に関する通知は、令和8年7月上旬に郵送いたします。
- 6 問合せ先
松本市上下水道局 総務課 総務担当
TEL：0263-48-6800
FAX：0263-47-2137